

南九州市選挙管理委員会告示第5号

直接請求に要する、選挙権を有する者の数は次のとおりである。

令和8年9月1日

南九州市選挙管理委員会

委員長 門 園 博 徳

直接請求の種類	選挙権を有する者の総数	直接請求に要する選挙権を有する者の数	根 拠 法 令	
南九州市条例の制定又は改廃の請求	25,793	516	地方自治法第74条第1項	1/50以上
南九州市監査委員に対する監査請求			地方自治法第75条第1項	1/50以上
合併協議会設置の請求			合併特例等法第4条第1項及び第5条第1項	1/50以上
合併協議会設置協議について住民投票に付する請求		4,299	合併特例等法第4条第11項及び第5条第15項	1/6以上
南九州市議会の解散の請求		8,598	地方自治法第76条第1項	1/3以上
南九州市議会議員の解職の請求			地方自治法第80条第1項	1/3以上
南九州市長の解職の請求			地方自治法第81条第1項	1/3以上
南九州市副市長・選挙管理委員会委員若しくは監査委員の解職の請求			地方自治法第86条第1項	1/3以上
南九州市教育委員会委員の解職の請求			地方教育行政の組織運営に関する法律第8条第1項	1/3以上

☆選挙権を有する者の総数は令和8年9月1日基準日における選挙人名簿登録者の数である。